

静岡県教育委員会

議事録

令和3年度 第16回定例
2月9日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和4年2月9日に教育委員会第16回定例会を招集した。

- 1 開催日時 令和4年2月9日（水） 開会 13時30分
閉会 14時40分
- 2 会場 教育委員会議室
- 3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時 雄
委 員 後 藤 康 雄

事務局（説明員）

| | | | | |
|---|---|---|---|------------------|
| 長 | 澤 | 由 | 哉 | 教育部長 |
| 塩 | 崎 | 克 | 幸 | 教育監 |
| 水 | 口 | 秀 | 樹 | 理事（総括担当） |
| 松 | 井 | 和 | 子 | 理事 |
| 松 | 下 | 明 | 生 | 参事兼教育施設課長 |
| 宮 | 崎 | 文 | 秀 | 参事兼義務教育課長 |
| 中 | 山 | 雄 | 二 | 教育政策課長 |
| 青 | 木 | 康 | 行 | 財務課長 |
| 本 | 村 | | 勉 | 教育厚生課長 |
| 本 | 多 | 伸 | 治 | 高校教育課長 |
| 近 | 藤 | 浩 | 通 | 健康体育課長 |
| 山 | 下 | 英 | 作 | 社会教育課長 |
| 中 | 川 | | 恵 | 静岡教育事務所長 |
| 松 | 下 | 和 | 弘 | 総合教育センター所長 |
| 赤 | 石 | 達 | 彦 | 中央図書館長 |
| 小 | 竹 | 啓 | 功 | 教育総務課長代理 |
| 後 | 藤 | 祐 | 介 | 教育総務課監察班長 |
| 藤 | 村 | 英 | 昭 | 特別支援教育課長代理 |
| 福 | 井 | 孝 | 子 | 義務教育課幼児教育推進室長 |
| 岡 | 野 | 哲 | 也 | 高校教育課指導第1班長 |
| 高 | 倉 | 健 | 二 | スポーツ・文化観光部スポーツ局長 |

4 その他

- (1) 第33号議案は可決された。
(2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 33 号議案、配付報告 4 は議会提出前案件、報告事項 5 は生徒の個人情報に係る案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 33 号議案、報告事項 5、配布報告 4 は非公開とする。公開案件から審議する。

報告事項 1 静岡県スポーツ推進計画の改定

- 教 育 長： 報告事項 1 「静岡県スポーツ推進計画の改定」について、近藤健康体育課長、スポーツ・文化観光部 高倉スポーツ局長より説明願う。
- 健康体育課長： <報告事項について説明>
- スポーツ局長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 渡 邊 委 員： 国民体育大会への出場種目数が 230 種目から 231 種目という指標があるが、この種目の全体の数値はいくつか。何を対象として目標値が導かれたのか。
- スポーツ局長： これまでは、「国体の順位を総合で 8 位」を目標としていたが、近年の本県の成績が 10 位代後半であり、難しい目標となっていた。国体は出場することにより点数が加算されるため、漠然とした大きな目標より、「各競技団体が大会に出場する」といったより身近な目標とした。種目数は年度によって若干変わってくるが、現状値として約 231 種目となっていることから、それ以上を目指すということで、231 の種目数を掲げている。
- 後 藤 委 員： 全体の種目数はいくつか。
- スポーツ局長： 全体の種目数については、手元にデータがないため、わからない。
- 渡 邊 委 員： 500 種目ある中から 231 種目を目指すのと、250 種目の中から 231 種目を目指すのでは、意味合いが違ってくる。
- スポーツ局長： 全体の種目数については、後日連絡をさせていただく。
- 渡 邊 委 員： 「国体の順位が振るわないこと」に関して、種目によっては特化した様々な施策を進めている都道府県もあると思う。私としては、あまり順位といったものに捉われて、勝つことに重きをおくスポーツのやり方よりは、各個人がスポーツを日常的に楽しむことに重きを置くほうが静岡県らしいと思っている。静岡県らしさにつながる指標ということで、順位ではなく、出場種目数に変更したということが、わかるようにしていただくとういと思う。
- 小 野 澤 委 員： 渡邊委員が言われたように、順位より参加人数のほうが大切だと思う。「ねりんピック」と言っていて、私の父親世代が出場する大会がある。生涯スポーツであるとか、年齢的にも幅広く楽しむ目標として、その

ようなところの参加人数を目標にすることもよいと思う。

また、意外と県のスポーツ施設では喫煙所があるところが多い。敷地内にあるグラウンドの外で吸っている人がいて、敷地内を走っている人が受動喫煙をしてしまう可能性がある。そういったことをなくすことを目標にするのも良いのではないかと思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。
全 委 員： (特になし)
教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 幼児教育 GOOD DESIGN AWARD

教 育 長： 報告事項2「幼児教育 GOOD DESIGN AWARD」について、福井幼児教育推進室長より説明願う。

幼児教育推進室長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 該当市町にプレゼンテーションを行ってもらおうという説明であったが、その内容を動画撮影し、後から視聴できるようにできないか。

幼児教育推進室長： システムの面を確認する必要があるが、オンライン上で実施するので、可能であると思う。

渡 邊 委 員： このような取組を評価していくことは良い取組だと思うが、エントリー方法は文書のみか。

幼児教育推進室長： チェックリスト形式の調査票に回答してもらっている。

渡 邊 委 員： 文書の形式はすべて共通か。

幼児教育推進室長： 調査票は共通である。

渡 邊 委 員： 添付文書や追加の情報はどうするのか。

幼児教育推進室長： そちらは任意で提出してもらっている。

渡 邊 委 員： このような賞では、作文が上手な市町や施設等の評価が高くなる傾向がある。それとは逆に、せっかく良い取組をやっても評価が低くなるケースがある。できれば特徴的な取組や創意工夫などをすくい取る様な目線も必要であると思う。

また、こういう取組は良いことだと思うが、一方で、文書作成が現場の負担になる場合もある。ICTを活用した動画撮影等、簡易的な手順で最大な効果が出る方法検討していただければと思う。

藤 井 委 員： 一般県民の方が今回の結果や事例に触れる機会はあるか。またその広報は予定されているか。

幼児教育推進室長： 一般県民の方向けの広報等は考えていなかったのですが、今後Eジャーナルでの広報等を検討したいと思う。

藤 井 委 員： 教育関係者に伝えるのは当然であるが、良いことなので、もう少し範疇を広げて一般向けの広報も行えばよいと思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

報告事項 3 御殿場裾野地区特別支援学校高等部新分校の設置場所の決定

教 育 長： 報告事項 3 「御殿場裾野地区特別支援学校高等部新分校の設置場所の決定」について、藤村特別支援教育課長代理より説明願う。

特別支援教育課長代理： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 特別支援学校の分校は増えており、本校との連携は欠かせないと思うが、その点で I C T の整備に関して、分校をつくるたびにしっかり対応ができていくという理解でよいか。

特別支援教育課長代理： 分校をつくる際、I C T 環境も整備行っており、その環境はできている。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 3 を了承する。

報告事項 4 東部特別支援学校伊東分校の移転

教 育 長： 報告事項 4 「東部特別支援学校伊東分校の移転」について、藤村特別支援教育課長代理より説明願う。

特別支援教育課長代理： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 改修工事が終わるまでは、現在使用している場所が使用できるという理解で良いか。

特別支援教育課長代理： 旭小学校の改修が終わるまで伊東西小学校に残るということを伊東市と話をしている。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 4 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 33 号議案 令和 4 年 2 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 33 号議案「令和 4 年 2 月県議会定例会に提出する議案」について青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 「5 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例」の(1)改正の概要に「エ 条例の保護対象である青少年を罰則の対象から除外する。」と記載があるが、これはどのような意味

か。今までは罰則の対象であったのか。

社会教育課長： 現在は罰則の対象である。警察等から聞き取りをしたが、実際に適用された事例はない。また、他県の事例を見ると、基本的には青少年の保護を目的としているため、ほとんどの県で青少年を罰則の対象としていなかった。こうした実情にあわせて、今回改正を行う。

藤井委員： 本来であれば、もっと以前に目を向けなくてはいけなかった条項であるが、今回それを正すという理解でよいか。

社会教育課長： そうである。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第33号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項5 県立高校における長期不登校事案の発生(報告)

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和3年度第16回教育委員会定例会を閉会とする。